

## 海外新着情報

2010 年

### News Index

- \* 2010.12.3 **ウガンダ** : サービスマーク登録制度の導入
- \* 2010.11.19 **イラク** : 登録商標に関するファイルの見直し(追加情報)
- \* 2010.10.14 **オランダ領アンチル** : アンチル解体に伴うお知らせ
- \* 2010.10.1 **プエルトリコ** : アメリカ自治連邦区内における  
アメリカ連邦登録の効果
- \* 2010.10.1 **中国** : 不使用取消審判と審査との関係
- \* 2010.9.22 **キルギス共和国** : ハーグ条約への加
- \* 2010.8.24 **台湾** : 不使用取消審判に関する実務の変更
- \* 2010.6.27 **イラク** : 登録商標に関するファイルの見直し
- \* 2010.5.20 **インド** : 国際分類第 9 版の採用
- \* 2010.5.20 **イスラエル** : マドプロ加盟

### O2010.12.3 ウガンダ サービスマーク登録制度の導入

ウガンダでは、2010 年 9 月 3 日付にて新商標法が公布され、正式にサービスマークの登録が認められることになりました。

新法公布に伴い、2010 年 9 月 29 日より、国際分類第 9 版の第 35 類から第 45 類を指定した商標登録出願が可能となりましたが、多区分出願は認められていないため、1 区分ごとに出願する必要があります。

新商標法下では、商品商標、サービスマークに係わらず全ての商標登録出願について事前調査の実施が義務付けられましたので、注意が必要です。

~~なお、パリ条約に基づく優先権主張は認められておりません。~~

→現在は、実務上パリ条約に基づく優先権主張を伴った出願は認められております。詳しくは、2011 年 3 月 16 日付海外新着情報をご参照ください。

### O2010.11.19 イラク 登録商標に関するファイルの見直し(追加情報)

2010 年 6 月 27 日付にてご案内致しました「イラク登録商標に関するファイルの見直し」に関する追加情報をご案内申し上げます。

2010 年 9 月 20 日、イラク商標局は、イラク戦争により破壊された商標ファイルの復元について、今般、商標登録第 16091～22999 号までのファイルを見直すことを正式に発表しました。これらのファイルにつき、紛失した書類等があれば、権利者は必要な書類の補充を求められることとなり、2011 年 3 月 20 日の期限までに、これを補充できない場合には、権利が放棄されたものとみなされます。

### O2010.10.14 オランダ領アンチル アンチル解体に伴うお知らせ

2010 年 10 月 10 日付にて、キュラソー島(Curacao)、セント・マルティン島(Saint Martin)、ボネール島(Bonaire)、セント・ユースタティウス島(Saint Eustatius)及びサバ島(Saba)の 5 島から成るオランダ領アンチルが解体されました。解体により、キュラソー島とセント・マルティン島は、オランダ王国の自治領(autonomous states)となり、その他 3 島(以下、BES 諸島)は、特別自治体(special municipalities)として、オランダ本国に組み込まれることになりました。これに伴い、アンチル商標登録につきましては、以下の手続きを行う必要がありますのでご注意ください。

#### 【アンチル商標登録について】

BES 諸島はオランダ本国の一部となりますが、オランダにて適用されるベネルクス商標法は施行されず、BES 諸島独自の商標法が新たに制定されることとなります。(ただし、商標登録に関する手続は、オランダと同様ベネルクス商標局を通じ行われるとのこと。)

そのため、BES 諸島において、アンチル商標登録の効果を維持するには、2011 年 10 月 10 日までに、効力維持の申請手続を行う必要があります。

一方、キュラソー島とセント・マルティン島に関しましては、こちらも独自の商標法が制定されると思われませんが、詳細が判明しておりませんので、進展に接し次第、ご案内させていただきます。

#### 【アンチルを指定した国際登録について】

アンチルを指定した国際登録につきましては、キュラソー島、セント・マルティン島及び BES 諸島の国内登録に自動的に切り替えられるため、特に必要な手続はないようです。

### ○2010.10.1 プエルトリコ アメリカ自治連邦区内におけるアメリカ連邦登録の効果

アメリカの自治連邦区であるプエルトリコは、プエルトリコ独自の商標法がありますが、一方で、アメリカの自治連邦区でもあるため、アメリカ合衆国の連邦登録の効果が及ぶことがあります。つまり、プエルトリコで登録されている商標と同一又は類似の商標が、アメリカで連邦登録されている場合、プエルトリコでの出願より先にアメリカでの出願がされており、かつ、その連邦登録商標がプエルトリコで使用されている場合には、プエルトリコでの登録は無効になる可能性があります。

しかし、この効果は、アメリカ連邦登録商標の権利者が、プエルトリコでその登録商標を使用している場合に限られており、プエルトリコでの使用が認められない限り、アメリカ連邦登録の効果はプエルトリコには及びません。また、プエルトリコは登録主義を採用しており、商標登録をしていれば、侵害事件が起こった際の費用的負担が軽減されることもプエルトリコで商標を登録するメリットの一つです。

このように、アメリカで連邦登録を有していた場合であっても、プエルトリコにおいて効果が及ばない場合がありますので、注意が必要です。

### ○2010.10.1 中国 不使用取消審判と審査との関係

中国でも、審査で拒絶理由に引用された商標に対しては、不使用による取消審判を請求し、当該引用商標を取り除く(登録を取り消す)手続をとることができます。ただ、審査において取消審判の結果を待つという運用がなされていないため、取消審判が係属している間に、出願が拒絶されてしまうという事態が生じ得ます。さらに、不服審判から出訴にまで進んでも、取消審判の結果が出ない限りは、拒絶理由は解消せず、やはり出願は拒絶されることとなります。

中国では出願処理期間の短縮化を進めており、それ自体は好ましいことですが、出願だけ別個に処理されても、上記のような場合は、却って出願人の利益に反する結果となります。これでは一体誰のための審査期間短縮であるのか分からなくなり、このような不経済な審査実務は早急に改善されるべきと思われます。弊所も現地代理人へはその旨意見を伝えています。

当面、出願に際しては、できるだけ事前の調査をおこない、同一・類似商標が発見された場合には、早い段階で不使用取消審判の請求を検討することとなります。

## **○2010.9.22 キルギス共和国 ハーグ条約への加盟**

---

2010年6月10日、キルギス共和国はハーグ条約に加盟しました。これにより、同国向けの公文書は、領事査証を受ける必要がなくなり、アポストイーユによる認証のみで足りることとなりました。

## **○2010.8.24 台湾 不使用取消審判に関する実務の変更**

---

2010年5月21日、2010年度知的財産法律座談会が開催され、不使用取消審判に関する実務の変更が決定されました。

従来は、取消審判の対象に複数の商品が含まれる場合、そのうち少なくとも1つの商品について使用証拠を提出すれば請求不成立とされておりました。しかし、今後は、指定商品全てについて、使用証拠を提出しなければならず、使用証拠が未提出の商品については、商標法第57条第4項の規定に基づき、登録が取り消されることとなります。

## **○2010.6.27 イラク 登録商標に関するファイルの見直し**

---

2010年6月7日、イラク商標局は、2003年に勃発したイラク戦争により、破壊された商標ファイルを復元するために、まず、商標登録第1～16090号までのファイルを見直すことを正式に発表しました。紛失した書類等があれば、権利者は必要な書類の補充を求められることとなっており、2010年12月7日の期限までに、これを補充できない場合には、権利が放棄されたものとみなされます。

## **○2010.5.20 インド 国際分類第9版の採用**

---

2010年5月20日より、インドにおいて、国際分類第9版が採用され、第43, 44, 45類が新たに追加されました。旧第42類に属していたサービスは、新しく第42類～45類の4区分に振り分けられることとなります。これに伴い、旧第42類を指定している商標出願は、各クラスへのサービスの書換が必要となる場合があります。

なお、公告済・登録済の商標については、書換は義務付けられておりませんので、旧第42類で登録された商標は、同じ区分で更新することができます。

## **○2010.5.20 イスラエル マドプロ加盟**

---

2010年9月1日より、イスラエルがマドリッド・プロトコル(以下、マドプロ)に加盟することが決定致しました。

マドプロ加盟に伴うイスラエル商標法の改正点は以下の通りです。

- 1出願で多区分を指定することが可能となります(多区分出願)。
- 1出願を複数の出願に分割することが可能となります(分割出願)。
- 同一出願日/優先日であれば、複数の出願/登録を多区分出願/登録へ併合することも可能となります(併合出願/登録)。
- 更新による存続期間が14年から10年に変更されます。(ただし、2010年8月31日までに更新された登録商標については、従来通り14年となります。)